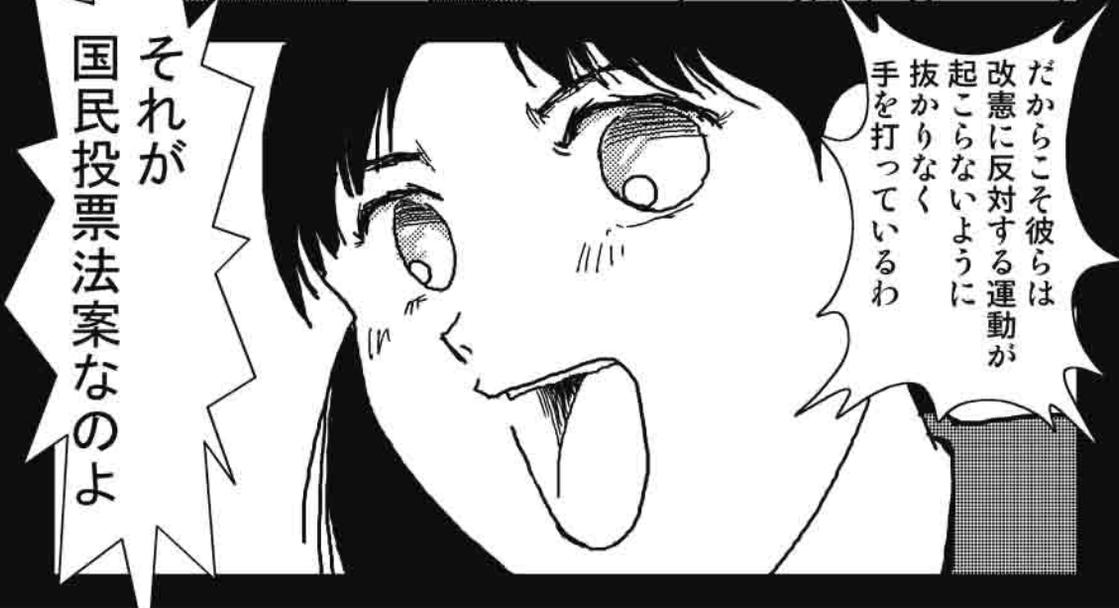


本当は恐ろしい 国民投票法





これは憲法調査推進
議員連盟が2001年
に公表した「日本国憲法
改正国民投票法案・要項」と
これに04年の自民・公明
与党協議会が修正を加えた
「日本国憲法改正国民投票
法案骨子(案)」よ

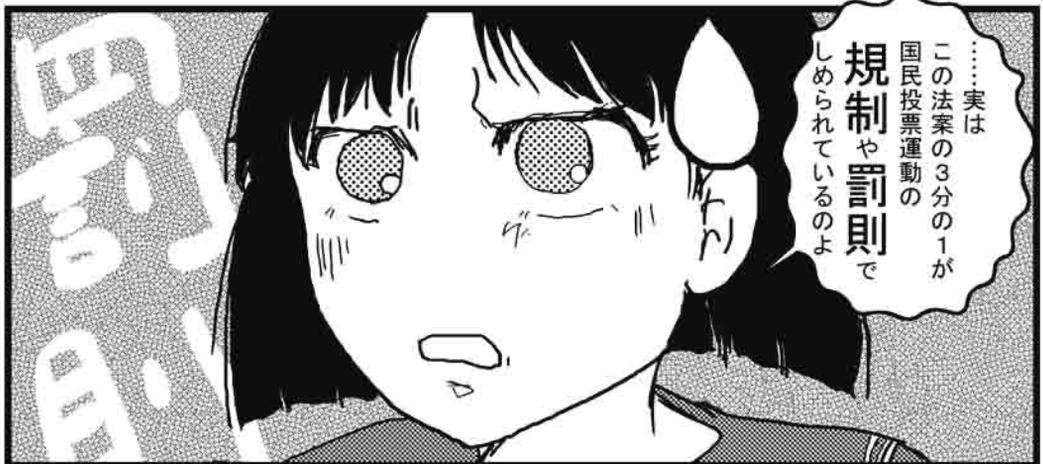


?!

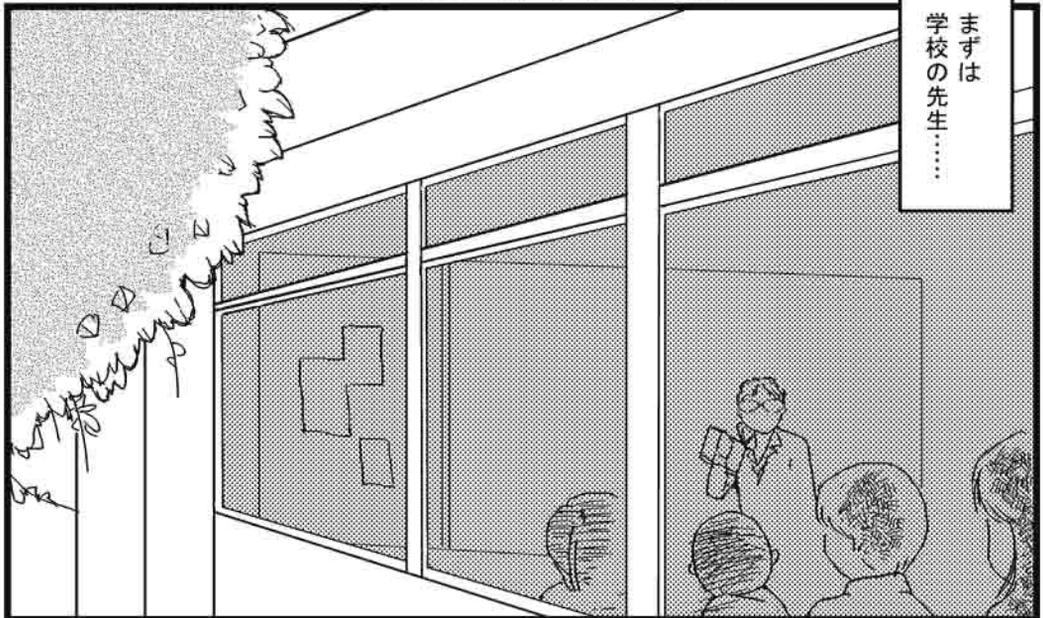
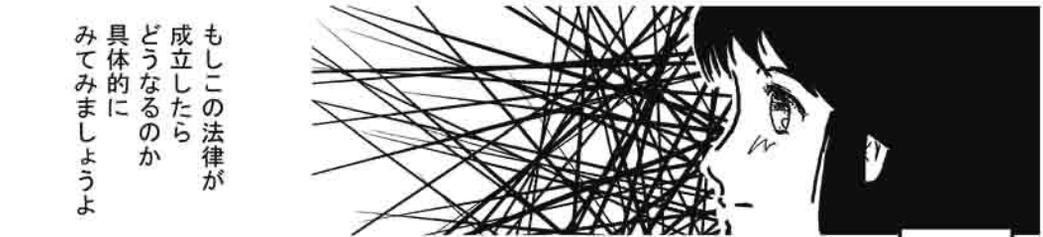


この二つの法案を
よく読んでみると
政府与党が何を
考えているのか
よく分かるわ

マスコミでは
投票する権利のある年齢が
何歳からとか
複数の条文を変える場合
一括投票か個別投票かとか
そういうことだけしか
問題にしていないけれど



……実は
この法案の3分の1が
国民投票運動の
規制や**罰則**
で
しめられているのよ







いいわけは
署で聞こか

先生をどこに
連れていくんや〜!

「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に
対する教育上の地位を利用して国民投票
運動を行うことができない」(議連案65条、
骨子案8-2)
「違反者は1年以下の禁錮または30万円
以下の罰金」(議連案91条3)



それから
公務員……

民主主義を守るために
労働組合も
憲法改悪に反対する
声をあげるべきだ!

異議なし!



君たち
そんな運動はやめたまえ
公務員は中立で
あるべきなんだ



公務員労働者は
弱者でも生きていける
豊かな社会を作る
責任がある



課長だって昔は労働組合でならしていたそうじゃないですか？

本当は憲法が大切だと分かっているんでしょ？



そりや……君たちが生まれる前からこの仕事一筋でやってきたんだ

公務員の憲法遵守義務は私にとっては誇りだよ……

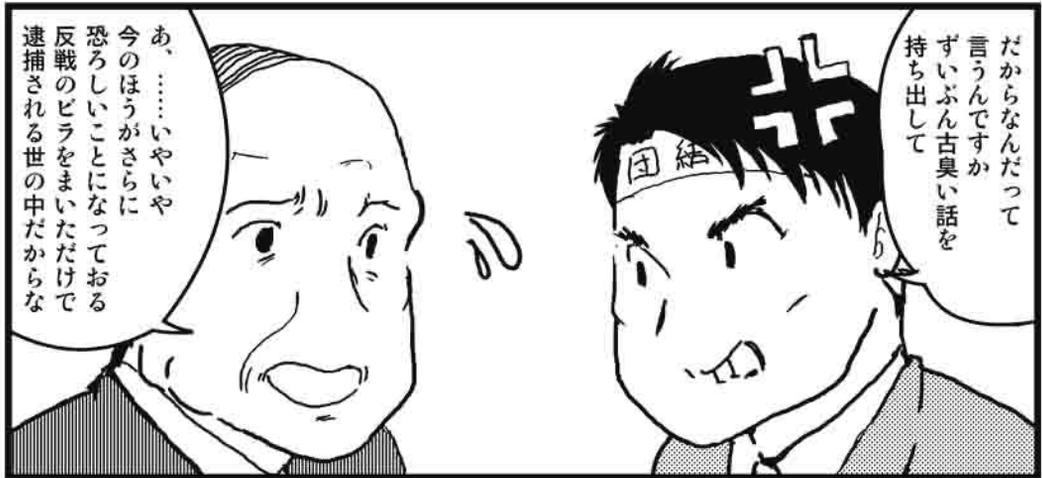
じゃあ、私たちと一緒に憲法改悪に反対しましょうよ



君たちは猿払事件というものを知っておるかね

1974年って生まれる前じゃん……

1974年に北海道の猿払村の郵便局の職員が勤務時間外に支持政党のポスターを公営の掲示板に貼ったことで国家公務員法違反の有罪判決を受けたのだよ



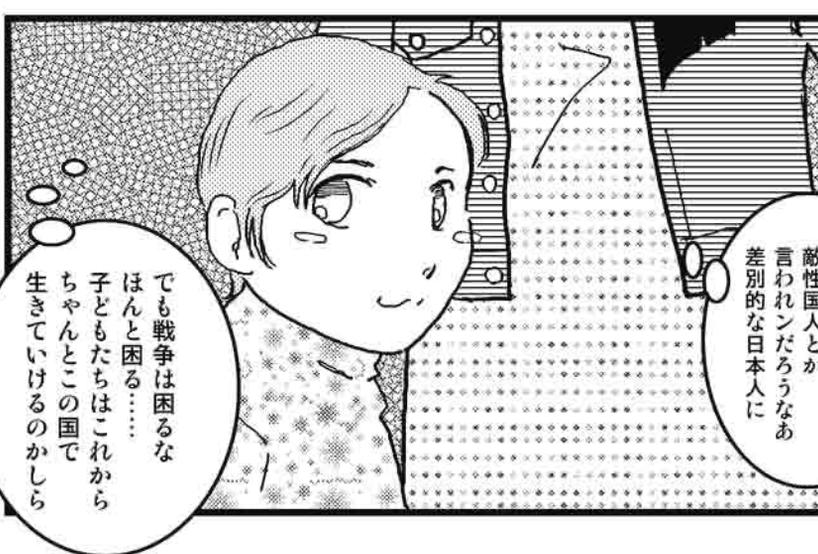
外国人については
投票する権利もなければ
国民投票運動も、
寄付さえも禁じられているの



でも基本的な人権が
尊重されている憲法だから
私たちが在日外国人は
生きていけるのよね



だいたい9条を変えて
戦争できるようにしたら
おじさんおばさんのいる国と
戦争することになるのかな
……顔も知らないけどさ





ありがとうございます
ごさいます

私たちのためにも
がんばってください

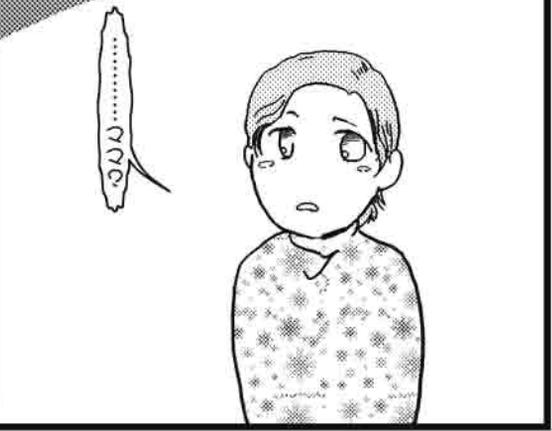
私になにも
できないけど
カンパぐらいは
させてね

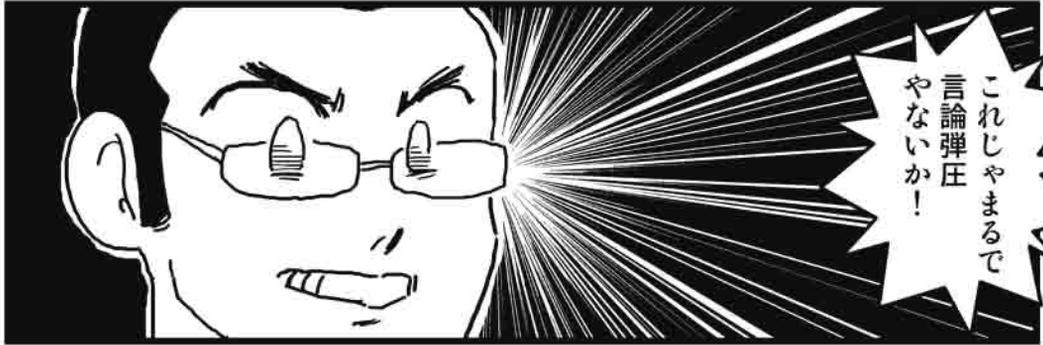


ふたりとも
国民投票法違反だ
逮捕する!

げげっ
なんでよ〜?!

「外国人は、国民投票運動をすることができない」
(議連案66条、骨子案8-3-1)
違反者は1年以下の禁錮または30万円以下の罰金
(01議連案91-3)
外国人・外国法人は、「国民投票運動に関し寄付
をしてはならない」(議連案66条2、骨子案8-3-2)
「何人も、国民投票運動に関し、外国人等に対し、
寄付を要求し、又はその周旋若しくは勧誘をして
はならない」(議連案66条3、骨子案8-3-3)
「何人も、国民投票運動に関し、外国人等から
寄付を受けてはならない」
(議連案66条4、骨子案8-3-2)
66条2、3、4項の規定に違反した者は「3年以下の禁
錮または50万円以下の罰金刑」(議連案91条4)





これじゃまるで
言論弾圧
やないか!



そうなのよ
みんながじっくりと
まともに議論したり
考えたりすることを
封じた上で、
できる限り急いで
どさぐさ紛れに
改憲案を成立させようと
するものなのよ



アツ、大変
国会であんな事が



こりや「権利行使」なんて
嘘っぱちや!
まさに「改悪」のための
人権侵害の法律やで

公明党さんよう
なんとか今国会で
国民投票法案を
通したいんやけど
協力してくれへんか

えっ、
マスコミ規制は
さすがにヤバイって？
ほなそれは
外しまひよか

ふふふ
どうせ
大手マスコミは
我々の言いなり
やがな
規制などする
までもないわい

国会の発議から
投票までの日数が
短すぎるで、
やいやい言われる？
ほな
出血大サービスで
オマケしまひよ

年齢も二十歳から
じゃ遅すぎるんで
十八歳にしてくれって
文句がでている？

公職選挙法いう
立派な法律が
あるんやさかい
それで押しときなはれや

あつ！

民主

公明

自民

イイカゲンにしてくれ！

これぞまさしく
民主主義！

民主党も
その衆
吞ませて
いただきます

ここに描かれたことは、決してマンガの中だけの出来事ではありません。

「国民投票法」は、単なる国民投票の手続きを定めただけの無害な法律であるように見せかけながら、実のところ、憲法改悪に反対する運動を弾圧するための法律なのです。

大手メディアは、この法律の問題点が、あたかも、投票年齢やメディア規制に関することだけであるかのような報道しかしていません。国民投票運動の規制の危険を具体的に明らかにするような報道をしているメディアはほとんどありません。表現の自由、言論の自由が圧殺されようとする法律が作られようとしているのに、その沈黙ぶりには不気味なものすら感じざるを得ません。すでに国民を騙してでも憲法改悪を図ろうとする政府与党側の意図が、じわじわと浸透しつつあるのです。

政府与党の中には、民主党を取り込もうとして、メディア規制を原則自由にするなど、法案の一部について「譲歩」する動きが出てきています。しかし、それはこの「国民投票法」の基本的な見地を変えるものでは全くありません。

このマンガに描かれたことは、けっして大げさなことではありません。

2004年春には、イラク派兵反対や護憲の主張のピラを配っただけで、「不法侵入罪」や「国家公務員の政治活動違反」として、逮捕・長期拘留されるという事件が相次ぎました。

国民投票法とあわせて、今国会では、実際の行為がなくとも話をしただけで犯罪となる「共謀罪」の制定も目論まれています。これらの法律が成立してしまうと、話をしたり意見を言ったりすることが常に監視の対象とされてしまうのです。それはとりわけ反戦や憲法改悪に反対する運動を狙い打ちしたものとなることでしょう。

自民党の改憲案では、憲法9条や、男女平等、政教分離等々の条項がやり玉にあげられています。これらはみな、大日本帝国憲法と絶対主義天皇制の下で犯した過ち——侵略戦争と人権抑圧——を繰り返させないための規定なのです。

この憲法の改悪を実現するためにこそ、国民投票法による言論弾圧が必要とされているのです。

憲法改悪と国民投票法案に 反対しましょう！

2006年4月

さらに詳しくはアメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局のサイトの記事「憲法改悪のための「国民投票法案」に反対する——憲法改悪反対の議論や運動を禁止する驚くべき言論弾圧法案——」をご覧ください。

<http://www.jca.apc.org/stopUSwar/Japanmilitarism/kokumin-touyou-houan.htm>



アメリカの戦争拡大と日本の有事法制に反対する署名事務局

<http://www.jca.apc.org/stopUSwar/>

〒580-0023 大阪府松原市南新町 3-3-28 阪南中央病院労働組合 気付

FAX 072-331-1919 TEL 090-5094-9483 (事務局) e-mail: stopuswar@jca.apc.org

<カンパ等振込先> 郵便振替 00950-5-178725 米戦争拡大と有事法制に反対する署名事務局